

		NAZCA5 使用許諾契約書			
		改定前		改定後	
1	変更	冒頭	本契約は、お客様（個人/法人を問いません）と株式会社ゴードンソリューション（以下「弊社」）との契約であり、弊社は、弊社が提供する「対象製品とその説明資料等」（以下「対象製品等」）の使用権を下記条項に基づきお客様に許諾します。対象製品等の全部あるいは一部をインストール、または使用することによって、お客様が本契約のすべてに同意いただいたものとします。本契約に同意いただけない場合、お客様は対象製品等を使用することはできません。 対象製品とは、NAZCA5シリーズのすべての製品を指します。	冒頭	本契約は、お客様（個人/法人を問いません）と株式会社ゴードンソリューション（以下「弊社」）との契約であり、弊社は、弊社が提供する「対象製品とその説明資料等」（以下「対象製品等」）の使用権を下記条項に基づきお客様に許諾します。対象製品等の全部あるいは一部をインストール、または使用することによって、お客様が本契約のすべてに同意いただいたものとします。本契約に同意いただけない場合、お客様は対象製品等を使用することはできません。 対象製品とは、NAZCA5シリーズのすべての製品(NAZCA5 EDMを除く)を指します。
2	変更	第2条>2	契約の終了日は、新規契約の場合は「ライセンス証書」で定めた使用可能期間の終了日までとし、更新の場合は前終了日から原則1年後とします。ただし、終了日が異なる契約が存在する場合、終了日を統一した契約期間とする場合があります。前契約が複数年契約の場合、同じ年数後を契約の終了日とします。	第2条>2	契約の終了日は、新規契約の場合は「ライセンス証書」で定めた使用可能期間の終了日とし、更新の場合は前終了日から原則1年後とします。ただし、終了日が異なる契約が存在する場合、終了日を統一した契約期間とする場合があります。前契約が複数年契約の場合、同じ年数後を契約の終了日とします。
3	変更	第2条>4	対象製品が販売終了となった場合、お客様との契約は契約期間を満了するまで有効とし、以降は更新されないものとします。	第2条>4	対象製品が販売終了となった場合、お客様との契約は契約期間を満了するまで有効とし、以降は更新されません。
4	変更	第3条>1	契約終了日1か月前までにお客様から書面による更新解除の意思表示がない場合、本契約は原則第2条の第2項で定めた期間、自動的に延長されるものとします。	第3条>1	契約終了日1か月前までにお客様から書面による更新解除の意思表示がない場合、本契約は原則第2条の第2項で定めた期間、自動的に延長されます。
5	変更	第3条>2	対象製品が販売終了となった場合は、契約は更新されないものとします。	第3条>2	対象製品が販売終了となった場合は、契約は更新されません。
6	変更	第3条>3	教育機関向け契約は、自動更新対象外とします。弊社は契約終了日3か月前までに教育機関向け更新案内を送付し、契約更新される場合は書面による手続きを必要とします。	第3条>3	教育機関向け契約は、自動更新の対象外とします。弊社は契約終了日3か月前までに教育機関向け更新案内を送付し、契約更新される場合は書面による手続きを必要とします。
7	変更	第4条	第1項は、サブスクリプションの場合においてのみ該当するものとします。	第4条	第1項は、サブスクリプションの場合においてのみ該当します。
8	変更	第4条>1	お客様は契約終了日1か月前までに書面により更新解除の意思表示をすることで、翌期間の契約を解除することができますものとします。	第4条>1	お客様は契約終了日1か月前までに書面により更新解除の意思表示をすることで、翌期間の契約を解除することができます。
9	変更	第4条>2	お客様の事由による期間中途の契約解除はできないものとします。	第4条>2	お客様の事由による期間中途の契約解除はできません。
10	変更	第4条>3、4	3.お客様が、本契約の条項のいずれかに違反した場合、弊社は自己の判断に基づき契約を解除することができるものとします。そのような場合における解除について、お客様が既に支払った料金の返金は行わないものとします。 4.第2項に定めた以外の場合でも、弊社は弊社の事由により、対象製品等のご提供が困難となる場合には、弊社の判断に基づき契約を解除することができるものとします。そのような場合における解除についての返金に関しては、この限りではありません。	第4条>3	3.弊社は以下の場合に、弊社の判断に基づき契約を解除することができます。解除における料金の返金について、A号の場合は返金されませんが、B号の場合にはこの限りではありません。 A)お客様が本契約書の条項のいずれかに違反した場合。 B)弊社の事由により、対象製品等の提供が困難となる場合。
11	変更	第7条>5	弊社は、対象製品等に起因する一切の損害について、直接的、間接的、予見できたか否かを問わず、賠償する責任を負わないものとします。	第7条>5	弊社は、対象製品等に起因する一切の損害について、直接的、間接的、予見できたか否かを問わず、賠償する責任は負いません。
12	変更	第8条>1	お客様は、以下のいずれかに該当する事実が生じたとき、またはそのおそれがあるときは、速やかに弊社に通知しなければならないものとします。	第8条>1	お客様は、以下のいずれかに該当する事実が生じたとき、またはそのおそれがあるときは、速やかに弊社に通知しなければなりません。
13	変更	第9条>1	弊社は以下の場合に、お客様に事前に通知することなく、かつお客様の同意を得ることなく、弊社の裁量により、本契約書を変更することができるものとします。	第9条>1	弊社は以下の場合に、お客様に事前に通知することなく、かつお客様の同意を得ることなく、弊社の裁量により、本契約書を変更することができます。
14	変更	第9条>1>B)	本契約書の変更が、契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、変更の内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき。	第9条>1>B)	本契約書の変更が、契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、変更の内容その他の変更に関わる事情に照らして合理的なものであるとき。
15	変更	第9条>2	弊社は第1項による本契約書の変更にあたり、変更後の本契約書の効力発生日2週間前までに、本契約書を変更する旨および変更後の本契約書の内容とその効力発生日を弊社ウェブサイトに掲載し、またはこれと同等の方法によってお客様に周知するものとします。	第9条>2	弊社は第1項による本契約書の変更にあたり、変更後の本契約書の効力発生日2週間前までに、本契約書を変更する旨および変更後の本契約書の内容とその効力発生日を弊社ウェブサイトに掲載し、またはこれと同等の方法によってお客様に周知します。
16	変更	第10条>1	本契約書に定めのない事項、または本契約書の解釈について疑義が生じた場合は、お客様と弊社の間で信義誠実の原則にしたがって協議のうえ解決するものとします。	第10条>1	本契約書に定めのない事項、または本契約書の解釈について疑義が生じた場合は、お客様と弊社の間で信義誠実の原則にしたがって協議のうえ解決します。
17	変更	第10条>2	本契約書は日本法に準拠し、解釈されるものとします。	第10条>2	本契約書は日本法に準拠し、解釈されます。
18	変更	第11条>1	弊社またはお客様に以下の事由が生じたときは、催告その他の手続きを要しないで、ただちに本契約を解除することができるものとします。	第11条>1	弊社またはお客様に以下の事由が生じたときは、催告その他の手続きを要しないで、ただちに本契約を解除することができます。

		NAZCA5 保守サービス契約書	
		改定前	改定後
1	変更	冒頭	冒頭
2	変更	第2条>1>A)	第2条>1>A)
3	変更	第2条>1>G)	第2条>1>G)
4	変更	第3条>1	第3条>1
5	変更	第3条>2	第3条>2
6	変更	第3条>4	第3条>4
7	変更	第4条>2>C)	第4条>2>C)
8	変更	第4条>2>D)	第4条>2>D)
9	変更	第5条	第5条
10	変更	第5条>3	第5条>3
11	変更	第5条>4	第5条>4
12	変更	第6条>4	第6条>4
13	変更	第7条	第7条
14	変更	第7条>2	第7条>2
15	変更	第8条>1	第8条>1
16	変更	第8条>2	第8条>2
17	変更	第9条>1	第9条>1

		サブスクリプション製品使用規約			
		改定前		改定後	
1	変更	第3条>2	対象製品が販売終了となった場合は、使用権の有効期間は更新されないものとします。	第3条>2	対象製品の保守・サポートサービスが提供終了となった場合、使用権の有効期間は更新されません。
2	変更	第6条>3	弊社は、対象製品等に契約不適合（対象製品等が本来の機能・品質を満たしていない）がないことを保証するものではありません。契約不適合がある場合には、対象製品等の補修、交換または代替措置等による合理的な努力をするものとします。	第6条>3	弊社は、対象製品等に契約不適合（対象製品等が本来の機能・品質を満たしていない）がないことを保証するものではありません。契約不適合がある場合には、対象製品等の補修、交換または代替措置等による合理的な努力をします。
3	変更	第6条>4	弊社は、対象製品等に起因する一切の損害について、直接的、間接的、予見できたか否かを問わず、賠償する責任を負わないものとします。	第6条>4	弊社は、対象製品等に起因する一切の損害について、直接的、間接的、予見できたか否かを問わず、賠償する責任を負いません。
4	変更	第7条>1	お客様は使用権の終了日1か月前までに書面により更新解除の意思表示をすることで、翌年の使用権を解除することができますものとします。有効期間中途の使用権については、お客様はお客様の事由によりそれを解除することはできないものとします。	第7条>1	お客様は使用権の終了日1か月前までに書面により更新解除の意思表示をすることで、翌年の使用権を解除することができます。有効期間中途の使用権については、お客様はお客様の事由によりそれを解除することはできません。
5	変更	第7条>2,3	2.お客様が、本規約の条項のいずれかに違反した場合、弊社は自己の判断に基づき使用権を解除させることができるものとします。そのような場合における解除について、お客様が既に支払った料金の返金は行いません。 3.第2項に定めた以外の場合でも、弊社は弊社の事由により、対象製品等のご提供が困難となる場合には、弊社の自己の判断に基づき使用権を解除させることができるものとします。そのような場合における解除についての返金に関しては、この限りではありません。	第7条>2	2.弊社は以下の場合に、弊社の判断に基づき契約を解除することができます。解除における料金の返金について、A号の場合は返金されませんが、B号の場合にはこの限りではありません。 A)お客様が本規約の条項のいずれかに違反した場合。 B)弊社の事由により、対象製品等の提供が困難となる場合。
6	変更	第8条>1	お客様は、以下のいずれかに該当する事実が生じたとき、またはそのおそれがあるときは、すみやかに弊社に通知しなければならないものとします。	第8条>1	お客様は、以下のいずれかに該当する事実が生じたとき、またはそのおそれがあるときは、すみやかに弊社に通知しなければなりません。
7	変更	第9条>1	弊社は以下の場合に、お客様に事前に通知することなく、かつお客様の同意を得ることなく、弊社の裁量により、本規約を変更することができるものとします。	第9条>1	弊社は以下の場合に、お客様に事前に通知することなく、かつお客様の同意を得ることなく、弊社の裁量により、本規約を変更することができます。
8	変更	第9条>2	弊社は第1項による本規約の変更にあたり、変更後の本規約の効力発生日2週間前までに、本規約を変更する旨および変更後の本規約の内容とその効力発生日を弊社ウェブサイトに掲載し、またはこれと同等の方法によってお客様に周知するものとします。	第9条>2	弊社は第1項による本規約の変更にあたり、変更後の本規約の効力発生日2週間前までに、本規約を変更する旨および変更後の本規約の内容とその効力発生日を弊社ウェブサイトに掲載し、またはこれと同等の方法によってお客様に周知します。
9	変更	第10条>1	本規約に定めのない事項、または本規約の解釈について疑義が生じた場合は、お客様と弊社の間で信義誠実の原則にしたがって協議のうえ解決するものとします。	第10条>1	本規約に定めのない事項、または本規約の解釈について疑義が生じた場合は、お客様と弊社の間で信義誠実の原則にしたがって協議のうえ解決します。
10	変更	第10条>2	本規約は日本法に準拠し、解釈されるものとします。	第10条>2	本規約は日本法に準拠し、解釈されます。
11	変更	第11条>1	弊社またはお客様に以下の事由が生じたときは、催告その他の手続きを要しないで、ただちに本規約を解除することができるものとします。	第11条>1	弊社またはお客様に以下の事由が生じたときは、催告その他の手続きを要しないで、ただちに本規約を解除することができます。

サブスクリプション製品保守・サポートサービス規定					
改定前			改定後		
1	変更	全体	・及び	全体	・および
2	変更	冒頭	サブスクリプション製品保守・サポートサービス規定（以下「本規定」）は、お客様（個人/法人を問いません）と株式会社ゴードンリューション（以下「弊社」）との契約であり、弊社は、サブスクリプション製品使用規約（以下「使用規約」）に同意いただいたお客様を対象として、本規定に基づき保守・サポートサービス（以下「本サービス」）を提供するものとします。本サービスを使用することによって、お客様が本規定のすべてに同意いただいたものとします。	冒頭	サブスクリプション製品保守・サポートサービス規定（以下「本規定」）は、お客様（個人/法人を問いません）と株式会社ゴードンリューション（以下「弊社」）との契約であり、弊社は、サブスクリプション製品使用規約（以下「使用規約」）に同意いただいたお客様を対象として、本規定に基づき保守・サポートサービス（以下「本サービス」）を提供します。本サービスを使用することによって、お客様が本規定のすべてに同意いただいたものとします。
3	変更	第1条>1>A)	弊社ウェブサイトでの最新バージョン（メンテナンスリリース版）の提供。	第1条>1>A)	弊社ウェブサイトでの最新バージョン（メンテナンスリリース）の提供。
4	変更	第1条>1>D)	対象製品の使用に不具合が生じ、また弊社が提供した周辺機器（ケーブル等）の故障がその原因と疑われた場合において、調査を行う為に必要となる代替の周辺機器の貸出。	第1条>1>D)	対象製品の使用に不具合が生じ、また弊社が提供した周辺機器（ケーブル等）の故障がその原因と疑われた場合や修理時における代替品の貸出。
5	変更	第2条>1	弊社は本規定に従い、お客様に電話、FAX、E-mail、弊社ウェブサイトおよびオンラインで本サービスを提供します。 電話 : 053-465-0712 FAX : 053-465-0714 E-mail : support@godo.co.jp URL : https://www.godo.co.jp/	第2条>1	弊社は本規定に従い、お客様に電話、FAX、E-mail、弊社ウェブサイトおよびオンラインで本サービスを提供します。 電話 : 053-465-0712 FAX : 053-465-0714 E-mail : support@godo.co.jp ウェブサイト : https://www.godo.co.jp
6	変更	第2条>2	電話、FAX、E-mailの提供時間は弊社営業日の10:00~12:00、13:00~17:00とします。 なお、FAX、E-mailは24時間受信しますが、提供時間外に受信した場合の回答は翌営業日以降とします。	第2条>2	電話、FAX、E-mailの提供時間は弊社営業日の10:00~12:00、13:00~17:00とします。 なお、FAX、E-mailは24時間受信しますが、17:00以降に受信した場合の回答は翌営業日以降とします。
7	変更	第2条>5	本サービスの提供期間は使用規約に準ずるものとします。	第2条>5	本サービスの提供期間は使用規約に準じます。
8	変更	第3条>1>H)	その他、対象製品に直接係らない事項。	第3条>1>H)	その他、対象製品に直接関わらない事項。
9	変更	第3条>2>D)	お客様事業所への出張による本サービス。	第3条>2>D)	お客様事業所への出張による本サービスの提供。
10	変更	第6条>2	弊社は、本サービスの使用または使用不能に起因する一切の損害について、直接的、間接的、予見できたか否かを問わず、賠償する責任を負わないものとします。	第6条>2	弊社は、本サービスの使用または使用不能に起因する一切の損害について、直接的、間接的、予見できたか否かを問わず、賠償する責任を負いません。
11	変更	第7条>1	お客様は、使用規約に付随し提供される本サービスに関する権利または義務を、第三者に譲渡してはならないものとします。	第7条>1	お客様は、使用規約に付随し提供される本サービスに関する権利または義務を、第三者に譲渡してはなりません。
12	変更	第8条>1	本規定に基づく取引を通じて知り得た相手方の営業上または技術上のその他一切の情報（公知となっているものを除く）を、第三者に漏洩してはならず、相手方の承諾を得ないで、第三者に開示してはならないものとします。また、弊社はお客様の承諾を得ないで、これらを本サービスの提供以外の目的に使用いたしません。	第8条>1	本規定に基づく取引を通じて知り得た相手方の営業上または技術上のその他一切の情報（公知となっているものを除く）を、第三者に漏洩してはならず、相手方の承諾を得ないで、第三者に開示してはなりません。また、弊社はお客様の承諾を得ないで、これらを本サービスの提供以外の目的に使用いたしません。
13	変更	第9条>1	弊社は以下の場合に、お客様に事前に通知することなく、かつお客様の同意を得ることなく、弊社の裁量により本規定を変更することができますものとします。	第9条>1	弊社は以下の場合に、お客様に事前に通知することなく、かつお客様の同意を得ることなく、弊社の裁量により本規定を変更することができます。
14	変更	第9条>1>B)	本規定の変更が、契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、変更の内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき。	第9条>1>B)	本規定の変更が、契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、変更の内容その他の変更に関わる事情に照らして合理的なものであるとき。
15	変更	第9条>2	弊社は第1項による本規定の変更にあたり、変更後の本規定の効力発生日の2週間前までに、本規定を変更する旨および変更後の本規定の内容とその効力発生日を弊社ウェブサイトに掲載し、またはこれと同等の方法によってお客様に周知するものとします。	第9条>2	弊社は第1項による本規定の変更にあたり、変更後の本規定の効力発生日2週間前までに、本規定を変更する旨および変更後の本規定の内容とその効力発生日を弊社ウェブサイトに掲載し、またはこれと同等の方法によってお客様に周知します。
16	変更	第10条>1	本規定に定めのない事項、または本規定の解釈について疑義が生じた場合は、お客様と弊社の間で信義誠実の原則にしたがって協議のうえ解決するものとします。	第10条>1	本規定に定めのない事項、または本規定の解釈について疑義が生じた場合は、お客様と弊社の間で信義誠実の原則にしたがって協議のうえ解決します。
17	変更	第10条>2	本規定は日本法に準拠し、解釈されるものとします。	第10条>2	本規定は日本法に準拠し、解釈されます。
18	変更	第11条>1	弊社またはお客様に以下の事由が生じたときは、催告その他の手続きを要しないで、ただちに本規定を解除することができるものとします。	第11条>1	弊社またはお客様に以下の事由が生じたときは、催告その他の手続きを要しないで、ただちに本規定を解除することができます。
19	変更	第11条>1>F)	災害その他により、本規定の履行を困難にする事由が生じたとき	第11条>1>F)	災害その他により、本規定の履行を困難にする事由が生じたとき。